

## 林業振興及び人材育成に向けた包括連携協定書

和歌山県有田川町（以下「甲」という。）、京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「乙」という。）和歌山県立有田中央高等学校（以下「丙」という。）及び有田川林業活性化協議会（以下「丁」という。）は、相互の連携を強化し、有田川町の林業活性化を図るため、以下のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙丙及び丁が緊密な相互連携のもと、甲が有する豊かな地域資源を活かした取り組みを進めることにより、林業振興において直面する課題に対応し、まちの活性化及び住民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲乙丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の発展及び林業振興に関すること
- (2) 教育・研究・文化の振興に関すること
- (3) 人的資源の交流をはじめとする人材育成に関すること
- (4) 人と自然の共生を考慮した地域貢献に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために資すること

2 連携し、協力する具体的な実施事項については、その都度、甲乙丙及び丁が協議して定めるものとし、必要に応じて覚書等を交わすものとする。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙又は丁が書面による特段の申し出を行わないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

### （協定の見直し）

第4条 甲乙丙又は丁のいずれかから本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙丙及び丁が協議し変更を行うものとする。

### （疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じたものについては、甲乙丙及び丁が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 3月19日

甲 和歌山県有田郡有田川町 町長

中山正隆

乙 京都大学フィールド科学教育研究センター センター長

徳地直子

丙 和歌山県立有田中央高等学校 校長

森勝博

丁 有田川林業活性化協議会 会長

福本勝次